



労災保険 療養の給付

■労災保険の概要

業務上の事由で負傷し、あるいは病気になった従業員に対して、会社は一定の補償を行う責を負うことが労働基準法に定められています。この定めを受けて会社がこれを確実に履行できるよう、政府が保険制度として設けたのが、労働者災害補償保険（労災保険）です。通勤に関しては、会社の影響下ではなく会社が責を負うものではありませんが、業務に必ず付帯する行為であることを勘案し、通勤途中での災害もその対象となっています。従業員が業務上あるいは通勤途中における災害で負傷し、あるいは病気になった場合に、その被災した従業員（死亡した場合は遺族）に対して給付が行われます。労災保険の支給事由には療養・休業・死亡等がありますが、多く利用されるのは治療費などを補償する療養のための給付です。

■療養補償給付・療養給付

従業員が業務災害・通勤災害による傷病で療養が必要な場合に、労災保険へ療養のための給付を申請します。療養に必要な薬の購入も対象となります（ただし、療養に必要なものでも医師の処方箋がないと対象になりません）。この給付は、傷病の原因が業務災害による場合と通勤災害による場合、及びその給付の受領方法により下記に分けられ、それぞれで申請のための請求書が異なります。

傷病の原因 給付の受領方法	業務災害による傷病の療養 「療養補償給付」	通勤災害による傷病の療養 「療養給付」
「療養の給付」 無料で治療を受けることができる現物給付	療養補償給付たる療養の給付請求書 (様式第 5 号)	療養給付たる療養の給付請求書 (様式第 16 号の 3)
	※労災保険より指定を受けた労災病院や指定医療機関・薬局等（以下、「指定医療機関等」）で療養を受ける場合に、医療機関に上記の請求書を提出します。診療費等の支払いは不要になります。	
「療養の費用の支給」 療養にかかった費用を受給する現金給付	療養補償給付たる療養の費用の請求書 (様式第 7 号)	療養給付たる療養の費用の請求書 (様式第 16 号の 5)
	※近くに指定医療機関等がなかったなどの理由で、指定医療機関等以外の医療機関や薬局等で療養を受けた場合は、診療費等は医療機関に支払い、請求書を労働基準監督署（労基署）へ提出します。支払った費用分は労災保険から支給されます。請求書は医療機関で受診した場合は様式第 7 号(1)あるいは様式第 16 号の 5(1)、薬局で薬剤を購入した場合は様式第 7 号(2)あるいは様式第 16 号の 5(2)と、療養を受けた先に応じて異なりますので、ご注意ください。	

（「療養補償給付」と「療養給付」では、給付の内容は両者ともほぼ変わりません。）

業務災害・通勤災害による傷病は健康保険ではなく労災保険から給付を受けるので、受診時に業務災害・通勤災害による傷病である旨を医療機関等にお伝えください。「療養の費用の支給」を申請する際は、医療機関等に支払った費用の領収書原本と請求書とを合わせて労基署に提出することが必要になりますので、必ず領収書を受領しましょう。「療養の給付」を申請すべきか「療養の費用の支給」を申請すべきか判断としない場合は、診療を受けた医療機関等に確認してください。

知っておきたいミニ知識

労働保険継続事業の一括

労働保険に加入する単位は、個々の「事業場」ごとです。ここでいう「事業場」とは、会社（法人）単位ではなく、会社の支店・支社あるいは店舗がある場合は、それら一つ一つが「事業場」となります。そのため、各事業場を管轄する労基署へ、それぞれの「事業場」が労働保険に関する手続きをしなくてはなりません。しかしながら、個々の「事業場」では労働保険事務を行う余裕がなく、本社・本店等でまとめて処理していることも多いことから、事業主及び政府の事務処理の便宜と簡素化を図るため、労働保険料の申告・納付事務（いわゆる労働保険年度更新等）に関しては、全社を統括している本社・本店等において、各「事業場」を含め、まとめて処理することができます。これが継続事業の一括です。継続事業の一括をするには要件があり、事業の期間が予定されない継続事業であること、指定事業（=統括している本社・本店等）と被一括事業（=一括される支店・支社・店舗等）とで事業主と業種が同じこと等が挙げられます。

継続事業の一括を申請するには、指定事業で労働保険に加入した上、各被一括事業で「労働保険関係成立届」を「事業場」を管轄する労基署へ提出した後、「継続事業一括認可申請書」を指定事業を管轄する労基署へ提出します。被一括事業となる支社・支店・店舗等が新たに増えた際には、同様に労働保険関係成立届を提出の上「継続事業一括追加申請書」を、逆に閉店等で減る際には「継続事業一括取消申請書」を届出ます。一括の認可を受けると労働保険料にかかる労働保険年度更新等の事務については個々の「事業所」ごとに行う必要がなくなり、指定事業で一括して処理することができます。また、被一括事業の名称や所在地が変更になった際も指定事業が手続きをすることとなり、「継続被一括事業名称・所在地変更届」を指定事業を管轄する労基署へ提出します。なお、一括の認可を受けていても、労災保険給付の請求手続は個々の「事業所」ごとで、その「事業所」の管轄する労基署宛に行うこととなりますのでご注意ください。